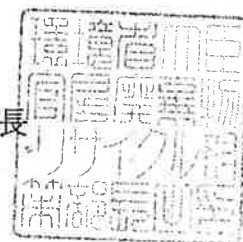




環廃産発第 1608012 号
平成 28 年 8 月 1 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長



ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の
一部を改正する法律等の施行について（通知）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 34 号。以下「改正法」という。）は本年 5 月 2 日に公布されたところであり、また、これに伴い、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 268 号。以下「改正令」という。）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年環境省令第 19 号。以下「改正規則」という。）等が、同年 7 月 29 日に公布され、それぞれ同年 8 月 1 日から施行されることとなっている。

については、下記の事項に留意の上、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の期限内の適正な処理の推進について、特段の御尽力、御協力を頂くようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

ポリ塩化ビフェニルは、絶縁性、不燃性等の特性により、変圧器、コンデンサーといった電気機器を始め幅広い分野で使用されていたが、昭和 43 年のカネミ油症事件を受け、その毒性が社会問題化し、我が国では、昭和 47 年以降製造が中止された。

その後、30 年以上の長期にわたり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理が行われないまま、保管が長期化したことを受け、平成 13 年にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）が成立し、国が中心となって、日本環境安全事業株式会社（当時。現在は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「IESCO」



という。)) を活用し、地元の理解と協力の下、全国 5 箇所処理施設を整備して高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理が行われているところである。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る JESCO の処理施設ごとの計画的処理完了期限（保管事業者が JESCO に対し処分委託を行う期限をいう。以下同じ。）は、各自治体との約束の下、改正法による改正前のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法（以下「旧法」という。）第 6 条に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）において定められているところであるが、早いものでは平成 30 年度末、遅いものでも平成 35 年度末と、当該期限までに残された時間は限られている。

このような状況下で、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を JESCO にまだ処分委託をしていない事業者や、現在もなお高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を使用している事業者が存在する等、現在の取組状況に鑑みると、処理期限内での処理完了は容易でない状況にある。

このため、計画的処理期限内に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の JESCO への処分委託を終え、処理期限内に一日でも早く安全かつ確実に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を完了するために、必要な制度上の追加的措置を講ずることとした。

このように、特に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の期限内処理を取り巻く状況は待ったなしの状況であり、国、都道府県市（都道府県及び改正法による改正後のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法（以下「新法」という。）第 26 条第 1 項の政令に定める市をいう。以下同じ。）、事業者及び JESCO 等が一丸となって、期限内処理に向けて不断の取組を実施していく必要がある。これを踏まえ、貴都道府県市におかれては、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の期限内処理のため、違反事業者に対しては躊躇することなく行政指導や行政処分を行う等、万全を期して対応いただきたい。

第二 定義規定

1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル使用製品の定義

旧法においては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、「ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。）となったもの（環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）」との定義規定を設けていた。

新法においては、JESCO の 5 箇所の処理施設の事業エリアごとの計画的処理完了期限内に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処理を処理期限内に確実に終えるため、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、必要な措置を講ずることとしている。

このため、その対象となる高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物並びにポリ塩化ビフェニル使用製品及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、新たに定義規定を設けることとした（新法第2条第2項から第4項まで）。

2 事業者の定義

旧法においては、「事業者」とは、旧法第13条を除き、「その事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者をいう。」と定められていたが、新法においては、ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る措置を新たに設けることとしたため、ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有する事業者を新たに規制の対象とする必要がある。

このため、現行の「事業者」を「保管事業者」とした上で、新たに、ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有する事業者を「所有事業者」と定義することとした（新法第2条第5項及び第6項）。

第三 事業者等の責務規定

1 保管事業者及び所有事業者の責務

計画的処理完了期限の達成のため、未だ使用中の高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分に係る必要な措置を講ずることとなったこと等から、所有事業者の責務に係る規定を加え、所有事業者は、確実に、ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄するか、ポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去するよう努めなければならないこととした。特に、微量のポリ塩化ビフェニルに汚染された製品については、実態把握を十分に行い、廃棄又はポリ塩化ビフェニルの除去を進めるための方策についての検討を行うことが必要とされている等の点において、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品とは事情が異なることや、微量のポリ塩化ビフェニルに汚染された又はその可能性がある製品は、一般に高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に比べて、長らく使用可能な使用中の製品が多数存在することを踏まえて努力規定としたものである（新法第3条第2項）。

また、保管事業者及び所有事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならないこととした（新法第3条第3項）。

2 国及び地方公共団体の責務

計画的処理完了期限内に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分委託を確実に終える等のために、国が、ポリ塩化ビフェニル廃棄物に加え、ポリ塩化ビフェニル使用製品についても情報収集等を行い、必要な措置を講ずることが必要であるため、国の責務に、ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る責務を加えた（新法第5条1項）。

また、都道府県も、ポリ塩化ビフェニル使用製品の状況把握等を行い、必要な措置を講ずることが必要であるため、地方公共団体の責務に、これを加えることとした（新

法第5条第2項)。

さらに、旧法においては、国、都道府県及び市町村は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する国民、事業者及びポリ塩化ビフェニル製造事業者等の理解を深めるように努めなければならないと規定されているが、今般の改正によりポリ塩化ビフェニル使用製品に係る規制を追加することから、所有事業者についても理解を深める対象として追加することとした(新法第5条第3項)。

第四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画

旧法においては、ポリ塩化ビフェニルの確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための計画を環境大臣が定めることとされていた。しかしながら、期限内にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を確実に終えるためには、関係省庁が連携・協力し、政府を挙げてポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を推進する必要がある。また、政府自身が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に取り組む姿勢を、地方公共団体や一般の事業者に対して、率先垂範する必要がある。

このため、基本計画の計画事項に、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する基本的な方針」、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な措置に関する事項」及び「政府が保管事業者としてそのポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理のために実行すべき措置に関する事項」を追加するとともに、基本計画を閣議決定により定めることとした。

また、電気事業法(昭和第39年法律第170号)の規制の対象となる高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、新法の適用除外とし、電気事業法の枠組みの下で期限内の確実かつ適正な処理を担保するものとするが、基本計画は、電気事業法の規制の対象となる高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品も含めて期限内の確実かつ適正な処理に係る基本的な計画を定めるものであることから、環境大臣が、電気事業法を所管する経済産業大臣と協議して、基本計画の案を作成することとした(新法第6条)。

第五 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みに係る届出

旧法第8条は、旧法第2条第2項に規定する事業者等に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に係る都道府県知事への届出の義務を課していた。

高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品についても、当該製品が廃棄物となった場合には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物として計画的処理完了期限内の処分委託を確実に実施していく必要があり、都道府県知事は、限られた時間の中で、確実かつ計画的な処理を推進していくため、必要な情報を把握する必要がある。

このため、新法においては、所有事業者は、毎年度、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みに関し、環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないこととする。所有事業者が届け出た廃棄の見込みに係る届出は、国の「基本計画」や都道府県のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の基礎となるものであるとともに

に、この情報を広く国民に情報提供し、理解を深めることが、ポリ塩化ビフェニルに対する国民の不安の解消や施策への協力を得る上で重要である。このため、都道府県知事は、従来のポリ塩化ビフェニル廃棄物に加え、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みについても、公表を行うこととした（新法第 19 条において読み替えて準用する第 8 条第 1 項及び第 9 条）。

第六 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の届け出に係る保管の場所の変更の禁止

旧法においては、複数の事業場を有する保管事業者がポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所を変更することについては特に制限されておらず、保管の場所を変更した場合には事後に届出を行うこととされていた（改正規則による改正前のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成 13 年環境省令第 23 号）第 6 条）。

新法においては、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、JESCO の全国 5 箇所の処理施設ごとに計画的処理完了期限が定められていることを踏まえ、「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごと及び保管の場所の属する区域ごとに…政令で定める期間内」の処分を義務付けることとした。

また、5 箇所それぞれの処理施設における期限と当該施設において処理すべき廃棄物については、処理施設が立地されている地方公共団体等との調整を踏まえ、基本計画において定められていることから、JESCO の処理施設の事業エリアをまたいで高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所の変更が行われ、変更後の場所に基いて処理施設への処理委託が行われると、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に影響を与えかねない。

このため、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、その確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合を除き、保管事業者は届出に係る保管の場所を変更してはならないこととした（新法第 8 条第 2 項）。

第七 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄

1 処分期間内のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄義務

旧法においては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者は、改正令による改正前のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成 13 年政令第 215 号）で定める期間内（平成 39 年 3 月 31 日まで）にポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならないこととされていた。

新法においては、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、全国 5 箇所の JESCO の処理施設ごとに定められた計画的処理完了期限を確実に達成するために、政令で定める期間内に、保管事業者が、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処

分を他人に委託しなければならないこととした。政令で定める期間としては、その期間の終了後、指導、改善命令、代執行等を行うことにより、計画的処理完了期限の到来までの間に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分委託を終えることを確保するため、改正令による改正後のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令においては、計画的処理完了期限の1年前の日を処分期間の末日として定めることとした（新法第10条第1項）。

その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」という。）については、従前どおり、処分期間の末日は平成39年3月31日とすることとした（新法第14条）。

また、使用中の高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品についても、計画的処理完了期限内に廃棄され、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物として確実に処分委託されることを確保するために、所有事業者に対し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分期間内に、当該製品を廃棄することを義務付けた（新法第18条）。

2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分完了の届出及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄完了の届出

新法第8条第1項（第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）は、毎年度、保管等の状況又は廃棄の見込みの届出について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有事業者に対して義務付けているが、新法に基づく処分期間内の処分及び廃棄の義務の履行状況を的確に把握するため、全てのポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終えた場合の届出及び全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終えた場合の届出を義務付けることとした（新法第10条第2項（第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。））。

3 特例処分期限日の適用

旧法における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の事業者は、従来、基本計画に定める計画的処理完了期限内に処分委託を完了させるべく、計画的に処分委託の手続を進めてきたところである。今般、計画的処理完了期限より前に処分期間を定め、これを徒過した者に対しては命令等の措置を講ずることができることとしたところであるが、従来計画的に処分委託の手続を進めてきた者については、法律上の処分等の期限を前倒しすることは、適当でない。

このため、従来より計画的に処分委託を進め、処分期間の末日から起算して一年を経過した日（以下「特例処分期限日」という。）までに高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であるとして、都道府県知事に届出を行った所有事業者又は保管事業者については、特例処分期限日までに、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄し、又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、若しくは処分を他人に委託すればよいことと

した（新法第 10 条第 3 項及び第 18 条第 2 項）。

また、特例に係る届出事項に変更があったときは、都道府県知事がこれを把握することができるようにする必要があるため、当該届出を行った者に変更の届出を義務付けることとした（新法第 10 条第 4 項（第 19 条において読み替えて準用する場合を含む。））。

4 処分期間を経過した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とみなすことについて

高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、処分期間が経過しても依然として使用を続けているような場合には、所有事業者の主観的意思としては、あくまで当該高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を有用な物として使用している場合も想定される。

この場合、行政処分の指針による総合判断説に基づいて判断すると、違法状態で使用されている高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品であっても、廃棄物に該当すると断ずることが困難な場合があり得ると考えられる。すなわち、処分期間が経過した後の高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、廃棄物か否か不明確となってしまう懸念があり、結果としてその状態が放置されるおそれがある。

そこで、処分期間（特例処分期限日の適用を受けた場合は当該日）経過後の高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、所有者の主観的意思及び使用実態の如何に係らず、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とみなして、新法及び廃棄物処理法の規定を適用することとした（新法第 18 条第 3 項）。

第八 命令及び代執行

1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分に係る改善命令

旧法においては、旧法第 10 条の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の期間（平成 39 年 3 月 31 日まで）内の処分の義務に違反した事業者に対し、環境大臣又は都道府県知事が、期限を定めて、当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができるとしていた。

新法においても、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物のそれぞれについて、処分期間内の処分等の義務に違反した事業者に対し、環境大臣又は都道府県知事が、期限を定めて、当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとした（新法第 12 条（第 15 条において準用する場合を含む。））。

2 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分に係る代執行

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理責任は、廃棄物処理法第 3 条第 1 項の規定により、排出事業者にあることが原則である。しかしながら、保管事業者の破産、死去、相続等に起因して、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を期限内に処分する法的な義務を有する

保管事業者が不明確になり、都道府県市の関係事業者に対する指導に支障が生じ、処理が滞っている事案が存在する。

廃棄物処理法第 19 条の 7 及び第 19 条の 8 において、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の特例として生活環境の保全上の支障の除去等の措置が規定されているが、「生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり」との要件が課されており、保管事業者が不明で放置されているようなポリ塩化ビフェニル廃棄物については、直ちに「生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれ」があるとまでは判断できない場合が少なくなく、こうした場合には、当該規定を根拠として行政代執行を行うことは困難であった。

このため、新法では、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理上の支障を要件として、都道府県知事が自ら当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置の全部又は一部を講ずることができる旨の規定を設けることとした（新法第 13 条）。

第九 電気工作物の適用除外

1 電気事業法における電気工作物に係る規制

電気事業法においては、絶縁油にポリ塩化ビフェニルを使用した電気工作物について、昭和 51 年以降新規に施設することが禁止されている（電気事業法第 39 条、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）第 19 条第 14 項）。また、経済産業大臣は、事業用電気工作物が技術基準に適合していない場合には、技術適合命令を行うことができる（電気事業法第 40 条）。さらに、ポリ塩化ビフェニルを使用した電気工作物を設置する電気事業者等には、その使用及び廃止の状況について、届出が義務付けられている（電気関係報告規則（昭和 40 年通商産業省令第 54 号）第 4 条第 15 号の 2 及び第 17 号の 2 の 3）。

このため、新法では、電気工作物に該当する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（以下「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」という。）については電気事業法の枠組みを最大限活用して規制を行い、計画的処理完了期限内に処分委託を完了させることとし、新法における届出義務、廃棄義務、報告徴収及び立入検査等の規定については、適用除外とした（新法第 20 条第 1 項）。

併せて、高濃度ポリ塩化ビフェニル電気工作物が遅くとも特例処分期限日までには全て廃棄物となることを担保するため、特例処分期限日までに廃棄されなかった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物については、これを高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とみなす規定を置くこととした（新法第 20 条第 2 項）。

2 新法と電気事業法における制度全体としてのポリ塩化ビフェニルの廃絶

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、限られた時間の中で、計画的な処理を行

うためには、環境大臣が、いずれ高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物となる電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル電気工作物を含め全体像を把握する必要がある。

このため、環境大臣は、電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、新法の目的を達成するため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を行うことを要請することができることとした（新法第21条第2項）。

第十 報告徴収及び立入検査

旧法においては、事業者等、すなわちポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分する者に対し、環境大臣又は都道府県知事が、報告徴収及び立入検査等を行うことができる旨を規定していた。

しかしながら、基本計画に定める計画的処理完了期限内に全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物が確実に JESCO に処分委託されることを確保するためには、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の届出の有無にかかわらず、市中に存在するポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の存在を徹底して掘り起こすことが重要である。

このため、新法においては、報告徴収及び立入検査について、保管等の状況の届出を行った「保管事業者」のみを対象とするのではなく、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の疑いのある物を保管している事業者についても、対象とすることとした。

また、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品についても、新法において、その所有事業者に対し、届出及び一定の期間内の廃棄の義務を課すこととしていることから、行政指導や行政処分的前提となる事実の把握を可能とするため、報告徴収及び立入検査等の対象に、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有する所有事業者及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の疑いのある物を所有している事業者を加えることとした。（新法第24条及び第25条（第19条において準用する場合を含む。））

第十一 環境大臣の事務執行

旧法において、環境大臣又は都道府県知事が行うと定められている改善命令、報告徴収及び立入検査等の事務のうち、環境大臣が行うのは「ポリ塩化ビフェニル廃棄物が確実にかつ適正に処分されないことにより人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合」とされていた。

しかしながら、基本計画に定める計画的処理完了期限内に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を確実に終了させるためには、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる状況まで待つことなく、ポリ塩化ビフェニル廃棄物が確実にかつ適正に処分されないことを防止するため特に必要があると認める場合にこれらの事務執行を認める必要があることから、環境大臣の事務執行の要件を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物が確実にかつ適正に処分されないことを防止するため特

に必要があると認める場合」に改めることとし、また、改正法で新たに設けられた高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る代執行の事務についても、環境大臣の事務執行の対象事務として追加することとした（新法第 27 条）。

第十二 罰則

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するため、旧法における罰則に加え、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管場所の変更の禁止、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みに関する届出、ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分完了及び廃棄完了の届出並びに高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る特例処分期限日の変更届出に関する届出義務違反並びに虚偽の届出等に関して罰則を設けることとした。

第十三 検討規定

新法では、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、その処理を行うことのできる JESCO の 5 箇所処理施設に係る計画的処理完了期限が目前に迫っていることを踏まえ、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の一定の期間内の処分等の義務付け、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の一定の期間内の廃棄の義務付け等の措置を講ずることとした。今後、新法の施行の状況を踏まえ、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を計画的処理完了期限までに確実に終えるために必要がある場合には、追加的措置を講ずる必要がある。

また、ポリ塩化ビフェニルに関し、我が国が締結しているストックホルム条約において、平成 40 年までに廃棄物の環境上適正な管理を行うことが求められているところ、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、その処理期間を平成 39 年 3 月 31 日までと定めている。ポリ塩化ビフェニル廃棄物はポリ塩化ビフェニル使用製品が廃棄されたものであるところ、現時点では、低濃度ポリ塩化ビフェニルについては、法の制定以降に問題が発覚したため、使用中の製品が相当数あると想定されること、微量のポリ塩化ビフェニル汚染の原因を踏まえ、関係者が共通の理解の下で納得して当該製品の処理を行うことが重要であること及び低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制については整備の途上にあり、その充実・多様化を図ることが重要であることなど、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とは状況・事情が異なる点に留意することが必要であるため、今後、使用実態の把握を十分に行うとともに、処理体制の充実・多様化を進めた上で、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る施策の在り方を含め、必要な措置を講じていく必要がある。

このため、改正法の施行後 5 年以内に法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることを規定することとした（改正法附則第 5 条）。